

## 経営診断等経費助成

財団は、林業機械等の価格高騰により経営状況の悪化が懸念される林業経営者を支援するため、次の表の要件を満たす者を対象として、同表に定める経費について助成するものとする。

表 14 経営診断等経費助成

## 1 対象者及び助成率

対象者	助成率	備考
都内に事業所を有する林業経営者 又は林業経営体	定額 (上限 30,000 円/回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 経営者又は 1 経営体当り 3 回を上限に助成する。</li> <li>・ 助成基準は 2 のとおり。</li> </ul>

## 2 助成基準

助成基準
以下の全てを満たすこと。 (1) 林業機械等の価格高騰による経営状況の悪化等、対象者が経営課題の解決に向けた専門家による指導や助言を受ける際に必要となる経費であること。 (2) 令和 5 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日までに指導や助言を受ける場合の経費であること。
対象経費
(1) 経営診断経費 (2) コンサルティング経費 (3) その他、理事長が認める経費